

平成30年度 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会 事業計画（案）

◆ 自家用有償旅客運送の申請受付について

実施を希望する法人等について、運行を開始予定の3ヶ月前までに申請

<登録申請手順>

1. 佐渡市自家用有償旅客運送運営協議会に申請
(事務局：佐渡市産業観光部交通政策課)
2. 事務局において申請内容について確認
 - ・運送の必要性
 - ・運送の対象者
 - ・運送の対価
 - ・必要要件（運転免許、任意保険、運行管理体制 等）
3. 運営協議会を開催し運行計画等について協議。合意後、事務局から合意書の交付を受ける。
(運営協議会において運行計画等に疑義が生じた場合は、計画を修正し事務局に再提出、事務局で内容を確認後、再度運営協議会において協議)
4. 合意書を添付し、新潟県知事に登録申請
5. 新潟県知事から自家用有償旅客運送の登録証を受ける。
6. 運行開始

◆ 運送事業者の更新登録について

以下対象事業者が更新期限を迎えるにあたり、更新の有無を確認し、必要に応じて運行計画等を協議するために運営協議会を開催する（平成30年9月を予定）

<対象事業者>

- 運送種別 : 福祉有償運送
事業者名 : 社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会
事務所 : 特別養護老人ホーム「金泉ふれあいの杜」
(佐渡市北狄1500番地2)
更新期限 : 平成30年10月17日